

質屋営業法の事務取扱いに関する訓令

質屋営業法（昭和25年法律第158号）、質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）等に定めるもののほか必要な事務取扱いについて定めることを目的として定めたものである。

その主な内容は、

- 質屋営業の許可
- 質物の保管設備
- 許可台帳の保管管理
- 営業所の移転の許可
- 管理者の新設又は変更の許可
- 廃業又は休業の届出
- 営業内容又は質物保管設備の変更の届出
- 死亡の届出
- 許可証の書換え又は再交付
- 許可証又は帳簿の亡失及び盗難の届出
- 許可証の返納
- 質置主の保護
- 許可の取消し等

である。